平成２９年（フ）第４号
北海道稚内市萩見５丁目９番７号
債務者　石黒　清彦
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午前10時
旭川地方裁判所稚内支部

平成２９年（フ）第１４６６号
大阪府箕面市如意谷２丁目９番37号
債務者　瀬戸　安浩
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１号
島根県松江市東出雲町揖屋2742番地５フェリーチェⅡ203号室、旧住所鳥取県米子市淀江町佐陀700－３レオネクスト佐陀101
債務者　高塚　哲也
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月６日午後４時
岡山地方裁判所新見支部

平成２９年（フ）第２号
島根県松江市東出雲町揖屋2742番地５フェリーチェⅡ203号室、旧住所鳥取県米子市淀江町佐陀700－３レオネクスト佐陀101
債務者　高塚　宏美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月６日午後４時
岡山地方裁判所新見支部

平成２９年（フ）第２７９１号
東京都江戸川区本一色１丁目10―22―205
債務者　中野　　潔
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２５号
東京都八王子市諏訪町1923―１　松枝住宅７―506
債務者　小嶋　大悟
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８２６号
東京都世田谷区北烏山３丁目13―12―501
債務者　神山　雅弘
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８３９号
東京都北区滝野川４丁目28―11―402
債務者　石塚　　清
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４５号
東京都練馬区石神井町４丁目12―37―112
債務者　冨塚　信彦
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４８号
東京都北区田端新町３丁目36―11―202
債務者　岩山　和可
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８４９号
東京都荒川区南千住４丁目７－３－1602、住民票上の住所東京都練馬区関町北２丁目３－20―103
債務者　澤畑保奈美
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８５２号
東京都江戸川区南葛西３丁目３－11―301
債務者　阿野　京子
1　決定年月日時　平成29年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８号
岡山市東区神崎町2858番地
債務者　佐竹　和子
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２２号
岡山県瀬戸内市長船町服部1509番地14
債務者　富田　可恵
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３号
岡山市南区福島１丁目１番８号リバーサイド福島Ｄ202
債務者　小椋　清**隆**
1　決定年月日時　平成29年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部